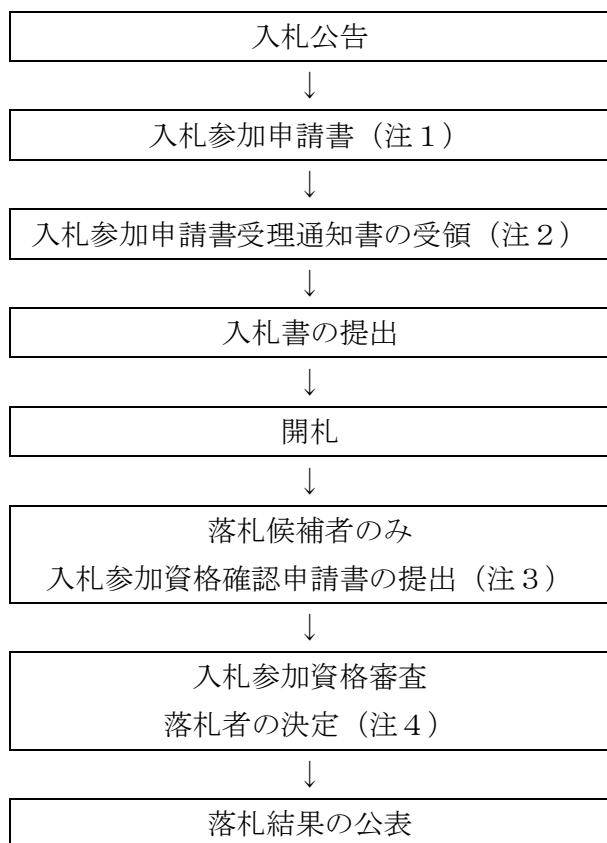


事後審査型制限付き一般競争入札について

かほく市では、平成29年4月から事後審査型制限付き一般競争入札制度を実施しています。

【事後審査型制限付き一般競争入札】

(注1)



「入札参加申請書」を提出期限までに提出してください。

「入札参加申請書」はかほく市ホームページからダウンロードできます。

「入札参加申請書」を提出した者は、原則として当該入札に参加できます。

開札後に落札候補者のみ入札参加資格を審査しますので、この参加申請書提出の時点では審査書類の提出の必要はありません。

(注2)

入札参加申請受付時に、総務課管財室より「入札参加申請書受理通知書」が交付されます。(公印省略)

通知書を交付しますが、事後審査型は開札終了後に入札参加資格審査を行いますので、この通知書により入札参加資格が有ることを認めるものではありません。

(注3) 入札参加資格審査

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者。)を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。

このため、入札参加申請者は「入札参加資格確認申請書」について本工事の開札日時までに用意してください。

また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は「入札参加資格確認申請書」を指定された期日までに総務課管財室へ直接持参してください。

(注4) 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定しその旨を通知します。